

平成 2 9 年 第 1 回 定 例 会
群 馬 県 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 議 会
会 議 録

会 期

平成 2 9 年 2 月 1 4 日

群 馬 県 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 議 会

平成29年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

会期及び会場	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員氏名	2
欠席議員氏名	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した広域連合事務局職員	2
開会	2
開議	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	4
日程第3 会期の決定	4
日程第4 同意第1号 公平委員会の委員の選任について	4
提案理由の説明 清水広域連合長	4
日程第5 議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	5
提案理由の説明 大島事務局長	5
日程第6 議案第2号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	6
提案理由の説明 大島事務局長	6
日程第7 議案第3号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	7
提案理由の説明 大島事務局長	7
日程第8 議案第4号 平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	
日程第9 議案第5号 平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
以上2議案の一括上程	8
提案理由の説明 清水広域連合長	9
提案理由の詳細説明 大島事務局長	9
日程第10 議案第6号 平成29年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	

日程第 1 1 議案第 7 号 平成 2 9 年度群馬県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計予算

以上 2 議案の一括上程	13
提案理由の説明 清水広域連合長	13
提案理由の詳細説明 大島事務局長	14
閉 会	18
会議録署名議員	19

参考資料

議案等審議結果一覧表	21
------------	----

平成 29 年第 1 回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1 日：平成 29 年 2 月 14 日（火曜日）

◎会場 前橋市元総社町 335 番地 8 群馬県市町村会館 2 階 大会議室

◎議事日程 第 1 号

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 同意第 1 号 公平委員会の委員の選任について

日程第 5 議案第 1 号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 2 号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 3 号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 4 号 平成 28 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 議案第 5 号 平成 28 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 10 議案第 6 号 平成 29 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第 11 議案第 7 号 平成 29 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

◎出席議員（17名）

1番	長沼順一	3番	逆瀬川義久
4番	林恒徳	5番	森山享大
6番	矢島征司	7番	木村康夫
8番	星野稔	9番	多田善洋
10番	中澤広行	11番	隅田川徳一
12番	堀越英雄	13番	吉岡完司
14番	阿左美守	15番	金井佐則
17番	一場明夫	18番	丸山敏雄
19番	襟川仁志		

◎欠席議員（2名）

2番	金井清一	16番	土屋哲己
----	------	-----	------

◎説明のため出席した者

広域連合長	清水聖義	副広域連合長	金子正一
事務局長	大島勇人	事務局次長	根岸努
管理課長	大木崇	給付課長	齋藤弘光
会計課長	毛呂達也		

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長	石原優也	議会書記	黒岩由佳
主幹	高橋英樹	主幹	高澤仁充
主幹	荒井清生	主任	狩野博典
主任	阿左美了祐	主事	横坂翼

◎開 会

午後1時30分

○ 議長（矢島征司議員）

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。

これより平成29年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました第1号のとおりであります。

◎開 議

○ 議長（矢島征司議員）

直ちに本日の会議を開きます。なお、本日の欠席通告者は、2番金井清一議員及び16番土屋哲己議員であります。

◎諸 般 の 報 告

○ 議長（矢島征司議員）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたします。

○ 議会書記（黒岩由佳）

平成28年第2回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

はじめに、議会の議員の異動について申し上げます。高崎市の後閑太一議員と、渡邊幹治議員、館林市の向井誠議員、みどり市の伊藤正雄議員、選挙区分16昭和村の高橋昇三議員が辞職されましたので、失職となりました。また、新たに高崎市の逆瀬川義久議員と、林恒徳議員、館林市の多田善洋議員、みどり市の阿左美守議員、選挙区分16川場村の丸山敏雄議員が当選されました。

次に、監査委員から平成28年6月から平成28年11月までの現金出納検査の結果報告及び平成27年度定期監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

また、本定例会の説明員として地方自治法第121条の規定により、広域連合長等執行部の出席を求めていますのでご了承願います。

以上でございます。

◎議 席 の 指 定

○ 議長（矢島征司議員）

日程第1、議席の指定を行います。

今回新たに選出されました広域連合議会議員の議席については、ただいまご着席の議

席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（矢島征司議員）

次に、日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、林恒徳議員、森山享大議員、以上の２名を指名いたします。

◎会期の決定

○ 議長（矢島征司議員）

次に、日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日１日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決まりました。

◎公平委員会の委員の選任

○ 議長（矢島征司議員）

次に、日程第４、同意第１号「公平委員会の委員の選任について」を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま上程されました同意第１号「公平委員会の委員の選任について」説明を申し上げます。お手元の議案書、１ページでございます。

広域連合公平委員会委員につきましては、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき、議会の同意を得て選任することとされております。現在、広域連合公平委員会委員であります戸所仁治氏が、平成２９年３月２６日を持ちまして任期満了となりますが、同氏を再び広域連合公平委員会委員に選任いたしたく議会のご同意をお願いするものでございます。よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（矢島征司議員）

ただいま、提出者からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、同意第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案はこれを同意することに決しました。

◎ 条例議案の上程

○ 議長（矢島征司議員）

次に、日程第5、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（大島勇人）

ただいま上程となりました、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由のご説明を申し上げます。議案書2ページ、議案第1号でございますが、別冊説明資料の3ページをご覧いただきたいと思っております。これは地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成29年1月1日に施行され、介護のための所定外労働の免除義務規定が改正されることに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては第10条第4項に規定する介護を行う職員の時間外勤務の制限について、同条第2項に規定する育児を行う職員の時間外勤務の制限を準用するための読替規定を追加するものでございます。施行期日は公布の日からといたします。

以上、ご説明といたしますがよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（矢島征司議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（矢島征司議員）

起立全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 条 例 議 案 の 上 程

○ 議長（矢島征司議員）

次に、日程第6、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（大島勇人）

ただいま上程となりました議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の3ページ、議案第2号でございますが、別冊説明資料の5ページをご覧くださいと思います。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成29年1月1日に施行され、育児休業等の対象となる子の範囲が拡大されたことに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては（1）としまして、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の条例で定める者について新たに規定するものと、（2）といたしまして条例の第3条に規定する育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情及び条例第10条に規定する育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情に「特別養子縁組の監護期間

中の子及び養子縁組里親に委託されている子等」に関する規定を追加するものの2点でございます。施行期日は、公布の日からといたします。

以上、ご説明といたしますがよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（矢島征司議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（矢島征司議員）

起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 条 例 議 案 の 上 程

○ 議長（矢島征司議員）

次に、日程第7、議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（大島勇人）

ただいま上程となりました、議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由のご説明を申し上げます。

議案書5ページ、議案第3号でございますが別冊説明資料の8ページをご覧くださいと思います。

これは国民健康保険税の軽減判定基準の見直しに合わせ、後期高齢者医療の保険料も同様の見直しを行うこととされ、均等割額5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の引き上げ、並びに制度発足時より激変緩和措置として実施されておりました保険料の軽減特例措置につきまして、制度の持続性を高めるため世代間・世代内の負担の公平化、能力

に応じた負担を求める観点から、所要の改正を行うものでございます。また総務省が示した市・町・村税条例の減免申請期限に係る規定の見直しによる、申請期限が改められたことを受けまして、条例に規定する減免申請期限を納期限前7日から納期限に改めるものでございます。

主な内容といたしましては、所得の少ない被保険者に係る均等割額につきましては5割、2割軽減の判定所得額の拡充及び本則7割軽減部分につきましては、8.5割及び9割軽減を継続させるものでございます。

また、所得割の軽減につきましては、現行の5割軽減から本則に合わせ2割軽減といたします。

被用者保険の被扶養者であった者に対する被保険者均等割額につきましては、平成29年度は7割軽減、平成30年度は本則に合わせ5割軽減、平成31年度以降につきましては資格取得後2年を経過する月までの間に限り、5割軽減とするものでございます。

また、減免申請期限につきましては、被保険者の利便性を図るため申請期限の延長をするものでございます。施行期日は平成29年4月1日からといたします。

以上、ご説明といたしました但よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（矢島征司議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（矢島征司議員）

起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎補正予算議案の上程

○ 議長（矢島征司議員）

次に、日程第8、議案第4号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計

補正予算（第2号）」及び日程第9、議案第5号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま一括上程となりました、議案第4号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び議案第5号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の2議案について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書、11ページでございます。

まず、議案第4号でございますが、平成28年度歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ396万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9,592万4千円といたしたいというものでございます。

次に、25ページをご覧ください。議案第5号でございます。平成28年度歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ44億6,027万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,248億8,492万円といたしたいというものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明をいたしますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（矢島征司議員）

事務局長。

○ 事務局長（大島勇人）

始めに議案第4号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」につきましてご説明申し上げます。お手元の議案書、12ページと13ページになりますが「第1表歳入歳出予算補正」をご覧くださいと思います。

平成28年度歳入歳出予算の総額9,989万3千円から歳入歳出それぞれ396万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,592万4千円とするものでございます。

それでは予算の補正内容につきまして「事項別明細書」によりご説明申し上げます。18ページと19ページをご覧くださいと思います。

歳入の主なものについてご説明いたします。1款1項1目の「市町村負担金」は規約に基づく市町村負担金の事務費負担金で、決算見込みにより318万6千円を減額するものでございます。

3款2項1目「基金繰入金」は臨時的経費であります新地方公会計制度への移行に伴

うシステム導入経費等への財源でございましたが、その契約が予算に比べ低廉となりましたので、実績に基づきまして226万円を減額するものでございます。

5款1項1目の「預金利子」は歳計現金に係る金融機関等への預金利子でございますが、資金運用等によりまして165万1千円を増額するものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

続きまして20ページ、21ページをご覧いただきたいと思います。

主な歳出についてご説明申し上げます。まず2款1項1目の「一般管理費」ですが、事務局運営に係る一般管理的経費の決算見込みによりまして、353万8千円を減額するものでございます。

3款1項1目の「財政調整基金積立金」ですが財政調整基金に係る預金利子を積み立てるものでございます。一般会計補正予算につきましては以上でございます。

続きまして議案第5号「平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

お手元の議案書、26ページ、27ページの「第1表歳入歳出予算補正」をご覧いただきたいと思っております。

平成28年度歳入歳出予算の総額2,204億2,464万9千円に歳入歳出それぞれ44億6,027万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,248億8,492万円とするものでございます。

それでは補正内容につきまして「事項別明細書」によりご説明申し上げます。32ページ、33ページをご覧いただきたいと思います。

はじめに主な歳入をご説明申し上げます。1款の「市町村支出金」ですが、1項1目の「事務費負担金」では広域連合規約に定める共通経費を構成市町村からご負担いただくものですが、歳出のうち「一般管理費」などの事務費の節減等によりまして、2,132万6千円を減額するものでございます。

次に2目の「保険料等負担金」ですが、説明欄の保険基盤安定負担金につきましては所得の低い被保険者等の保険料を減額するための負担金でございますが、決算見込みによりまして9,235万4千円を減額するものでございます。

続きまして2款の「国庫支出金」ですが、歳出の「保険給付費」の見込みによる増額によりまして1項1目の「療養給付費負担金」を9億8,246万4千円の増額、2目の「高額医療費負担金」を1億5,162万7千円増額するものでございます。

2項1目の「調整交付金」では4億8,050万2千円を増額いたします。この内訳ですが説明欄に記載のとおり、普通調整交付金の決算見込みにより3億4,083万8千円を、特別調整交付金は制度事業費補助金からの組替等によりまして1億3,966万4千円を増額するものでございます。2目の「事業費補助金」は先ほどご説明いたし

ましたが、「特別調整交付金」への組替等によりまして、1億4,160万6千円を減額するものでございます。

4目の「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」ですが、国の内示を受けまして1,914万2千円を減額するものでございます。

5目の「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」の41万3千円の増額につきましては情報連携費用等に対する国の補助金を新たに取り入れるものでございます。

続きまして3款「県支出金」ですが34ページ、35ページをご覧いただきたいと思っております。歳出「保険給付費」の決算見込みによりまして1項1目の「療養給付費負担金」を3億2,748万8千円増額し、2目の「高額医療費負担金」を1億5,162万7千円増額するものでございます。

続きまして4款の「支払基金交付金」ですが、歳出の「保険給付費」の決算見込みによりまして19億9,150万6千円を増額するものでございます。

続きまして5款の「特別高額医療費共同事業交付金」ですが、1件400万円を超える著しく高額な医療費について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出により交付する共同事業からの交付金ですが、決算見込みによりまして2,826万3千円を増額するものでございます。

続きまして6款1項1目の「利子及び配当金」ですが、医療給付費等準備基金に係る預金利子の決算見込みによりまして67万3千円を増額するものでございます。

続きまして7款1項1目の「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」は歳出の保険給付費に対する財源として繰り入れるもので、6億337万3千円を増額するものでございます。

続きまして10款2項2目の「第三者納付金」ですが、これは交通事故など第三者行為により生じた傷病等について広域連合が負担した医療費を加害者等から納付していただくもので、1,620万8千円を増額するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして38ページ、39ページをご覧いただきたいと思っております。主な歳出をご説明申し上げます。

まず1款1項1目の「一般管理費」ですが、特別会計の運営に係る一般管理的な経費を2,090万3千円減額するものでございます。

主な内訳といたしましては嘱託員人件費の減、電算委託料等の減、市町村職員人件費負担金の減等によるものでございます。

次に2款の「保険給付費」ですが、これまでの給付実績等を見込みまして、1項1目の療養給付費では42億2,673万円を、2目の訪問看護療養費では2億1,220万円を増額するものでございます。

続きまして40ページ、41ページをご覧いただきたいと思います。4款1項1目の「特別高額医療費共同事業拠出金」は歳入でご説明いたしましたが、国民健康保険中央会が交付する共同事業への拠出金で1,580万2千円を増額するものでございます。

5款1項1目の「健康診査費」では、当初より市町村での健診受診者数の減少によりまして1,996万3千円を減額するものでございます。2目の「その他健康保持増進費」では、今後の実績見込を含む健康増進助成及び重複頻回委託の減によりまして、425万3千円を減額するものでございます。

6款1項1目の「医療給付費等準備基金積立金」は、歳入でご説明しましたが、基金預金利子の決算見込みによりまして、67万3千円を増額するものでございます。

続きまして、42ページ、43ページをご覧いただきたいと思います。

8款1項2目の「償還金」では平成27年度の「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」の清算による返還金等により4,999万2千円を増額するものでございます。以上ご説明といたしますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（矢島征司議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので討論を終わります。

これより、採決を行います。はじめに、議案第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（矢島征司議員）

起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（矢島征司議員）

起立全員です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎ 予算議案の上程

○ 議長（矢島征司議員）

次に、日程第10、議案第6号「平成29年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第11、議案第7号「平成29年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」以上の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま一括上程とされました、議案第6号「平成29年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第7号「平成29年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書、47ページでございます。

まず、議案第6号「平成29年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、8,744万4千円と定めるものでございます。第2条は、「一時借入金」の借入れの最高限度額を、1,000万円と定めるものでございます。

一般会計では、主に議会や事務局運営に係る予算を計上してありますが、歳入の中心が構成市町村からの負担金でございますので、市町村の負担を考慮し、極力経費の節減に努めるなど、費用対効果を踏まえた予算を編成いたしました。

次に、議案書67ページをご覧ください。議案第7号「平成29年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2,248億5,990万3千円と定めるものでございます。第2条は、「一時借入金」の借入れの最高限度額を、100億円と定めるものでございます。

この特別会計は、後期高齢者医療制度の運営に係る予算を、一般会計とは区別して設けているものでございます。

歳入では、市町村、国、県からの公費負担である支出金が歳入の約5割を占め、若年層からの支援金である支払基金交付金が約4割、市町村支出金に含まれていますが、被保険者からの保険料が約1割となっております。歳出は、医療機関への保険給付費が主なものでございます。

詳細につきましては、事務局が説明をいたしますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（矢島征司議員）

事務局長。

○ 事務局長（大島勇人）

始めに議案第6号「平成29年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明申し上げます。お手元の議案書の48ページ、49ページをご覧いただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算ですが、平成29年度一般会計の歳入歳出予算の総額はそれぞれ8,744万4千円でございます。それでは事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。

まず歳入ですが、54ページ、55ページをご覧いただきたいと思います。1款の「分担金及び負担金」は規約に基づく市町村負担金の事務費分で8,036万1千円でございます。3款2項1目の「基金繰入金」は臨時的経費の財務会計システム更新経費への財源ですが、各市町村の負担金に影響が及ぶことのないよう「財政調整基金」からの繰り入れを行うもので396万3千円の計上でございます。

続きまして歳出ですが、58ページ、59ページをご覧いただきたいと思います。1款の「議会費」は78万3千円ですが、19名の議員報酬、費用弁償及び議会開催時の会場使用料等でございます。

次に2款1項1目の「一般管理費」ですが広域連合を運営するための、一般管理的な経費としまして7,933万5千円を計上しております。主な内訳ですが説明欄に記載してございます13節「委託料」の447万4千円は財務会計システムの更新経費をはじめ、庁内ネットワークシステム運用等に係る経費が主なものでございます。

また、14節「建物賃借料」の801万4千円ですが広域連合事務局の事務室賃借料と職員宿舍の経費でございます。

続きまして60ページ、61ページをご覧いただきたいと思います。上段の19節、「市町村負担金」の5,930万円ですが市町村職員人件費8名分の負担金でございます。

なお事務局内の人員を見直しまして、平成28年度の全体27名から1名を減員し平成29年度からは26名体制としております。この減員の1名分は一般会計分に計上しておりますので、平成28年度当初の9名から8名へと減額となっております。その他の18名の人件費につきましては、特別会計での計上となっております。その他「企画費」、「会計管理費」、「公平委員会」、2項の「選挙管理委員会費」、及び3項の「監査委員費」など、所要額を計上しております。

続きまして62ページ、63ページをご覧いただきたいと思います。下段になります。6款「予備費」は前年度同額の500万円を計上しております。一般会計につきましては以上でございます。

続きまして議案第7号「平成29年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明申し上げます。68ページ、69ページをご覧いただき

たいと思います。

第1表歳入歳出予算でございます。平成29年度特別会計の歳入歳出予算の総額はそれぞれ2,248億5,990万3千円でございます。それでは事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。

始めに歳入ですが74ページ、75ページをご覧いただきたいと思います。1款「市町村支出金」ですが1項1目の「事務費負担金」は6億4,121万3千円で特別会計における市町村負担金の事務費分でございます。

2目の「保険料等負担金」ですが201億8,300万8千円は説明欄に記載の「保険料」154億855万5千円のほか所得の低い者の保険料の減額賦課に係る「保険基盤安定負担金」の市町村負担金であります47億7,445万3千円を計上しております。

3目の「療養給付費負担金」ですが、176億962万7千円は療養給付に要する費用等の12分の1を市町村において負担するものでございます。

続きまして2款「国庫支出金」ですが、1項1目の「療養給付費負担金」は528億2,888万2千円で療養給付費等の12分の3を国において負担するものでございます。

2目の「高額医療費負担金」は8億3,855万1千円で、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、一定額を国において負担するものでございます。

次に2項1目の「調整交付金」ですが、191億253万9千円で、広域連合間における財政力の不均衡などを調整するための交付金でございます。

次に2目の「後期高齢者医療制度事業費補助金」の2億1,780万3千円ですが広域連合が実施する健康診査事業等に対する補助金でございます。

続きまして76ページ、77ページをご覧いただきたいと思います。4目の「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」の15億8,520万1千円ですが、これは所得の低い被保険者等の保険料を減額するための財源として交付されるものでございます。

続きまして3款の「県支出金」ですが、1項1目の「療養給付費負担金」、176億962万8千円は療養給付費等の12分の1を県において負担するものでございます。

2目の「高額医療費負担金」は8億3,855万1千円で、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、一定額を県において負担するものでございます。

次に4款の「支払基金交付金」ですが、912億9,715万8千円は、社会保険診療報酬支払基金が、各保険者から徴収する若年層からの支援金を後期高齢者交付金として広域連合に交付するものでございます。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」の4,340万円は、1件当たり400万円を超える著しく高額な医療費について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出により交付を行う共同事業からの交付金でございます。

続きまして78ページ、79ページをご覧いただきたいと思います。7款「繰入金」ですが1項1目の「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」の16億7,889万2千円ですが、年度間の財源調整と医療制度の円滑な運営を図るために設置した、基金からの繰入金になりますが、平成28年度、29年度の保険料の算定の際、上昇抑制のために不足する保険料相当分を取り崩し、補填するものでございます。

次に8款1項1目の「繰越金」ですが1億円を見込んでおります。これは当初予算においてこれまで1千円を計上しておりましたが、特別会計の予算総額の規模を勘案し、より安定した業務運営を図るために平成29年度から1億円としたものでございます。これまでの存目計上から過去の実績を踏まえ予算編成したものでございます。

続きまして80ページ、81ページをご覧いただきたいと思います。10款2項2目の「第三者納付金」ですが、2億7,000万1千円は、交通事故などの傷病等について加害者等から納付されるものでございます。

次に3目の「返納金」の1,400万1千円ですが、診療報酬の返還分でございます。

歳入につきましては、以上でございます。続きまして82ページ、83ページをご覧いただきたいと思います。主な歳出をご説明申し上げます。

まず1款1項1目の「一般管理費」ですが、特別会計の運営に係る委託料、職員人件費負担金など一般管理的経費の6億4,747万5千円を計上しております。

主な内容といたしましては説明欄にございますが、12節の「通信運搬費」の6,545万円は医療費のお知らせ、支給決定通知及びジェネリック医薬品の差額通知のほか電算システムの回線利用料等に係る経費でございます。

13節の「委託料」3億8,367万4千円は被保険者証等の作成、レセプト点検、電算システムの運用保守及び改修等に係る経費でございます。

19節の「市町村負担金」1億1,690万円は特別会計に係る職員人件費18名分の負担金でございます。

次に2款の「保険給付費」ですが、2,228億8,392万1千円は被保険者の療養の給付に要する費用等のほか84ページになりますが、高額療養費や葬祭費等でございます。

次に3款「財政安定化基金拠出金」の9,061万3千円ですが、保険料の未納や給付の増加による財政への影響に対処するため国・県・広域連合がそれぞれ3分の1を拠出し県に基金を設置するもので、その広域連合分の負担分でございます。

次に4款の「特別高額医療費共同事業拠出金」の5,304万5千円ですが、400

万円を超える高額な医療費について国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出により交付を行う共同事業への拠出金でございます。

続きまして5款の「保健事業費」ですが、1項1目「健康診査費」の9億2,038万3千円は市町村に委託して実施する健康診査事業に係る委託料でございます。

次に2目の「その他健康保持増進費」ですが、1億752万円は重複頻回受診者への訪問指導、市町村の実施する人間ドック助成事業等に係る経費でございます。

続きまして86ページ、87ページをご覧いただきたいと思います。3目の「歯科健康診査費」ですが1,555万2千円は歯科健康診査事業の委託等に係る経費でございます。

次に8款1項1目の「保険料還付金」ですが、3,000万円は各市町村において過年度に納付された保険料の還付が発生した場合の還付金でございます。

次に9款「予備費」の1億円ですが、保険料の対象経費等における不測の支出に備え計上したものでございます。これまで1千万円を計上しておりましたが、歳入の前年度繰越金の増額と同様に安定した業務運営を行うための増額でございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（矢島征司議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（矢島征司議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。はじめに、議案第6号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（矢島征司議員）

起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（矢島征司議員）

起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（矢島征司議員）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

◎閉 会

○ 議長（矢島征司議員）

これをもちまして、平成29年群馬県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

午後2時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年2月14日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 矢 島 征 司

副 議 長 金 井 佐 則

議 員 林 恒 徳

議 員 森 山 享 大

議案等審議結果一覧表

【会期 平成29年2月14日（火）1日】

事件番号	件 名	審議結果
同 意 第 1 号	公平委員会の委員の選任について	同 意 戸所 仁治
議 案 第 1 号	群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
議 案 第 2 号	群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
議 案 第 3 号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
議 案 第 4 号	平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	可 決
議 案 第 5 号	平成28年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可 決
議 案 第 6 号	平成29年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	可 決
議 案 第 7 号	平成29年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	可 決